

大阪広域環境施設組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和8年2月5日

大阪広域環境施設組合
監査委員 阪井千鶴子
同 上田智隆

令和7年度定期監査等結果報告の提出について

第1 大阪広域環境施設組合監査委員監査基準への準拠

当該監査は、大阪広域環境施設組合監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく財務監査及び行政監査

第3 監査の対象

1 諸手当の事後確認にかかる事務

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は全所属とした。

2 工場運營業務委託にかかる事務

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は施設管理課住之江工場とした。

3 工場整備工事にかかる事務

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は全工場及び施設管理課とした。

4 施設の管理瑕疵対応にかかる事務

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は全工場とした。

5 監査措置にかかる事務

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は全工場及び施設管理課とした。

6 令和6年度以降における契約等に基づく収入及び支出にかかる事務

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は全所属とした。

7 課又は事業所の事務の実施状況全般

- ・主に直近事業年度（令和6年度）を対象とし、対象所属は舞洲工場及び西淀工場とした。

第4 監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

なお、監査の対象とした事務が、着眼点に沿って適切に行われているかの確認を基本として監査を実施した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
環境施設組合より職員に支給した手当等が、職員において適切に使用されないリスク	ア 職員が、通勤届のと通りのルートで勤務していることを、適切に確認できているか	指摘事項1
住之江工場運営管理委託業務が、関係法令に準拠して運営されないリスク	ア 契約書や要求水準書に定められた事項が、環境施設組合が策定する運營業務モニタリングマニュアルに基づき、適切にモニタリングできているか	—
受注者が行う整備工事の施工等の管理ができておらず、焼却工場の安定稼働を確保できないリスク	ア 整備工事の施工等の管理を、環境施設組合が定めた「請負工事監督検査の手引き」とおり実施できているか	指摘事項2
	イ 工場現場において、仕様書や図面に記載のとおり工事が施工されていたか	
施設の管理瑕疵により発生した損害の賠償にかかる一連の経緯が適切に管理されず、説明責任を果たせないリスク	ア 施設の管理瑕疵により発生した損害の賠償にかかる相手方との交渉内容の記録や、賠償額の算定根拠資料が適切に作成され、保存されているか	—
過去の定期監査における改善事項に対する措置が、継続されていないリスク	ア 令和6年度監査（令和5年度が対象）にて確認された一部の不備箇所を、令和6年度も対象とし確認したところ、不備が改善されていたが、どういった経緯で改善されたのか	—

契約等に基づく収入及び支出にかかる事務が適切に行われていないリスク	ア 関係規程等に沿って適正に事務が行われているか	—
課又は事業所の事務が適切に行われていないリスク	ア 関係規程等に沿って適正に事務が行われているか	指摘事項3

(注) 「監査の結果」欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限りにおいて、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問、閲覧及び現地確認等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

ルシナス庁舎、舞洲工場、西淀工場

2 実施日程

令和7年9月8日から令和7年12月18日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は以下のとおりであった。

1 諸手当の事後確認方法について改善を求めたもの

[ルール、あるべき現況等]

環境施設組合における通勤手当の支給については、環境施設組合「通勤手当支給規則」第1条において、「大阪市の例による」とされている。

通勤手当の支給にかかる事後確認の実施については、大阪市「通勤手当支給規則」第16条において、「通勤手当の支給状況が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認しなければならない」とされている。

その確認方法については、大阪市「諸手当事後確認運用要綱」の「4 通勤手当の事後確認方法」において定められている。

通勤手当事後確認事務の実施にあたっては、総務課において実施要領を定め、毎年度全職員を対象に、各課長・各工場長に対し通勤手当の事後確認を実施するように通知している。

当該実施要領では、ICカード・回数券を利用して通勤する場合、通勤届で認定された通勤経路に合致するICカード・回数券の利用回数が、通勤回数×2（通勤往路・復路）の3分の2を超えていれば問題ない趣旨のルールが定められている。

[現状]

実施要領によると、ＩＣカード・回数券の利用履歴を証明する書類の写しが保存されている必要があり、保存されていることが確認された。

平野工場担当者による事後確認事務を確認したところＩＣカード・回数券を利用する職員２９名中３名において、出勤簿等により通勤回数を算出した記録がなかった。

[原因]

総務課が定めた実施要領の趣旨が浸透してなかったことが原因である。

[リスク]

定められた手法に則った事後確認事務が行われないことによって、支給された諸手当の適切な支給が担保されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項１]

- (１) 平野工場は、当該実施要領の趣旨の浸透に努め、総務課は改めて、当該実施要領に則った事後確認事務を行うよう各所属に周知徹底すること。

2 請負工事の監督検査事務について改善を求めたもの

[ルール、あるべき現況等]

環境施設組合は、焼却工場を安定稼働させることを目的として、計画的に焼却炉を停止し、焼却設備の整備工事を実施している。

環境施設組合が発注した整備工事の施工等の管理にあたっては、各工場の職員が監督員、施設管理課の職員が検査員となり、整備工事の履行を担保するため、それぞれが役割を担い、責任を果たす必要がある。

施設管理課は、整備工事の履行を担保するため、監督員・検査員（以下「組合職員」という。）が、適切に監督検査を実施できるよう「請負工事監督検査の手引き（以下「手引き」という。）」を定めた上で、チェックシートやフローチャート（以下「チェックシートなど」という）を活用しており、組合職員は、手引きやチェックシートなどに則って整備工事の施工等の管理事務を実施する必要がある。

[現状]

環境施設組合が令和６年度に発注した整備工事において、施工等の管理が手引きのとおり実施できているかについて確認したところ、抽出した５案件のうち３件において次のとおり不備が確認された。

- 「令和６年度 西淀工場焼却設備整備工事」において、受注者から徴取する書類のうち、下請負契約通知書は提出されていたが、下請負契約通知書の添付書類である施工体系図及び施工体制台帳の工期欄に契約期間外の期間が誤って記載されている箇所があった。

■「令和6年度 八尾工場焼却設備整備工事」において、受注者から徴取する書類のうち、下請負契約通知書は提出されていたが、下請負契約通知書の添付書類である施工体制台帳及び再下請通知書の契約日欄に誤りがある箇所があった。

■「令和6年度 東淀工場焼却設備整備工事」において、受注者から徴取する書類のうち、下請負契約通知書は提出されていたが、下請負契約通知書の添付書類である施工体系図及び再下請通知書において、3次下請負業者の工期欄に2次下請負業者の工期外の期間が記載されている箇所があった。

また、提出されている当該2次下請負業者の再下請負通知書を確認したところ、3次下請負業者の工期が記載されている書類を確認できなかった。

なお、「監査措置にかかる事務」を検証する過程において、令和6年度定期監査で抽出していた整備工事においても上記と同様の事案が3件存在していたことを確認した。

■「令和5年度 東淀工場焼却設備整備工事」において、受注者から徴取する書類のうち当初提出の施工計画書は提出されていたが、設計変更にかかる施工計画書が提出されていなかった。

■同工事において、設計変更にかかる施工指示書は受注者に交付していたが、受注者が承諾したことを証する書類（打合せ書）が提出されていなかった。

■「令和5年度 八尾工場焼却設備中間点検整備工事」において、受注者から徴取する書類のうち施工計画書を確認したところ、監督員が立会検査を行う際に確認する事項等を記載している書類が添付されていなかった。

[原因]

「請負工事監督検査の手引き」及び「請負工事提出書類指定様式【土木・建築・建築設備・プラント設備・その他共通版】」について、組合職員の理解が不足しており、工事の監督検査が適切に実施できるよう作成された「チェックシートなど」を活用できていないことが原因である。

[リスク]

環境施設組合が発注する整備工事の施工等において、組合職員の監督検査が手引きのとおり適切に行われず、契約書、設計書及び仕様書等で求める履行の担保がされないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

- (1) 施設管理課は、既存の提出書類の有無や流れが記載されたチェックシートなどが適切に活用されるよう組合職員に対し周知徹底を図りたい。
- (2) 施設管理課は、組合職員に対し手引きについて定期的に研修を実施すること。

3 毒物劇物の管理方法について改善を求めたもの

[ルール、あるべき現況等]

環境施設組合の各工場では、毒物及び劇物取締法の対象となる毒物及び劇物に該当する薬品（以下「毒物劇物」という。）を保管している。毒物劇物については、管理体制を明確にし、健康衛生上の危害の防止及び盗難防止を図ることを目的として「毒物劇物危害防止規定（以下「規定」という。）」を定め、適切に管理することとされている。

[現状]

舞洲工場において、10月16日に実地監査を行い毒物劇物の管理状況を確認したところ、在庫数量等の確認や、毒物劇物を保管している保管室（以下「保管室」という）及び保管室内に配置されている保管庫（以下「保管庫」という）の施錠は、規定に基づき適切に実施されていた。

保管室、保管庫ともに施錠されていたが、水銀を保管している保管庫の扉のひずみにより鍵が有効に機能しておらず、実際には開閉が可能な状態であった。

[原因]

保管庫の鍵自体が本来の機能を有していない状況を把握できていなかったことが原因である。

[リスク]

保管庫の扉が開閉できる状態であったことは、規定のとおり管理ができていないことと同義であり、盗難や紛失等の発見が遅れ、原因究明等が困難になることで、健康衛生上の危害発生や、ひいては環境施設組合の信用失墜につながるリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

- (1) 舞洲工場は、保管庫の不具合を早急に解消すること。
- (2) 舞洲工場は、毒物劇物の保管庫に止まらず、施錠して管理することとされている扉等について、本来の機能を有しているか定期的に確認し、不具合があれば早急に是正すること。

第8 その他

本組合の監査においては、合規性、正確性に加え、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえた監査をこれまで実施してきており、令和7年度においても同様である。

今回の監査において、次のとおり「諸手当の事後確認にかかる事務」、「工場運營業務委託にかかる事務」、「施設の管理瑕疵対応にかかる事務」、「課又は事業所の事務の実施状況全般」及び「監査措置にかかる事務」について、留意すべき事項として付言する。

1 諸手当の事後確認にかかる事務について

諸手当の通勤手当事後確認にかかる事務の監査実施にあたり、総務課が定めた実施要領で保存することとされている事後確認資料の提出を全所属に対し求めたところ、経理課のみ事後確

認資料が存在せず、監査することができなかった。

事後確認資料の存在を確認できなかったが、今後同様の事態を生じさせないよう周知徹底されたい。

2 工場運營業務委託にかかる事務について

住之江工場は、DBO方式を採用して建設し、運営については住之江ハイトラスト（株）（以下「SPC」という。）に委託している。

環境施設組合は、受託者が契約書や要求水準書に基づき適切に工場を運営しているか管理監督する権限と責任を有しており、そのための手順として運營業務モニタリングマニュアル（以下「マニュアル」という）を定めている。

このマニュアルでは、受託者における関係法令の順守状況を確認すると定めているが、ここでいう関係法令は、主として工場が守るべき環境規制分野に関するものを念頭に置いている。

しかしながら、工場設備を運転するにあたっては、各環境規制法令の遵守はもちろんのこと、運転維持管理要員（以下「運転要員」という）の労働条件や健康管理が法令に則って適切に守られていることも当然に必要であると考えられる。

今般、令和6年度の運転要員の定着状況等を確認したところ、運転要員が頻繁に入れ替わっている様子が伺われた。運転要員が定着しないことが、すぐさま工場の運営に影響する恐れは少ないかもしれないが、技術の継承はともかく、将来労働力不足が懸念される中、運営に必要となる運転要員を確保できず、工場の安定稼働に支障を来す可能性も考えられる。運転要員の労務はSPCの責任において管理すべきものではあるが、環境施設組合としても、発注者として一定の監督責任を果たすべきであり、こうした懸念を払しょくするためにも、マニュアルにおいて労務管理面での法令遵守状況をモニタリングの実施項目に含める必要性についてSPCと協議されたい。

3 施設の管理瑕疵対応にかかる事務について

令和6年度に発生した西淀工場鉄粉飛散事故は、停止中であった焼却炉の運転再開に向けた設備の点検作業中に起こったものである。西淀工場は過去にも鉄粉を飛散させており、幸い人的被害こそ発生していないが、影響範囲も広がった令和6年度の事故は、管理瑕疵責任が重く問われる事案である。

過去の事例では工場職員が周辺住民に謝罪し、飛散した鉄粉の清掃作業等を実施することで対応してきたが、令和6年度の事故では物的損害が発生し、清掃作業等では住民の理解が得られず、賠償金を支払うこととなった。こうした対応は環境施設組合では先例がないことから、従前と異なる手法を選択した理由や、被害住民との交渉内容、賠償額の算定根拠を明らかにし、説明責任を果たす必要がある。

西淀工場の実地監査において関係資料を確認した結果、関係書類は適切に作成、保管されており、賠償金額の算定方法も妥当であることを確認することができた。しかしながら、賠償の範囲を確定するために被害状況を正確に把握することはことさら重要であるにもかかわらず被害住民から示された写真のみをもって被害状況の確認とみなしたこと、理由を明らかにすることなく先例のない手法を選択したことは、説明責任を十分果たしているとは言い難い。

同様の事案が発生する可能性が全ての工場にある以上環境施設組合は、本事案を教訓とし、

管理瑕疵対応に関し清掃等の原状回復手段とは異なる解決手法を選択する際には、特段に慎重な対応を心掛けられたい。

4 課又は事業所の事務の実施状況全般について

環境施設組合は、廃棄物の自己搬入事務を大阪市から受託している。自己搬入とは、市民又は事業者が、自ら廃棄物を環境施設組合の焼却工場へ持ち込んで処理することであり、ごみ等焼却処分手数料領収書は、市民又は事業者がごみを持ち込んだ際に支払う手数料に対し交付するものである。

今般、舞洲工場と西淀工場の実地監査において書類監査を実施したところ、両工場のごみ等焼却処分手数料領収書に記載誤りが多数確認された。具体的には領収金額欄に¥等の止め印が漏れているもの、消費税額の記載漏れや計算誤りをしているもの、承認者の押印が漏れているものが、舞洲工場で15件、西淀工場で15件、合計30件あった。これらはいずれも領収書の効力を損なうものではないが、自己搬入事務が適切に行われず、市民や事業者に不利益を与え、ひいては環境施設組合の事業運営に対する信頼を損なうリスクがある。

ごみ等焼却処分手数料領収書に関しては、令和6年度途中より機械化されレシートの交付に変更されたため、今後これらの記載誤りが発生する恐れはなくなったが、これらの記載誤りは、領収書を交付する際の複数職員によるダブルチェックや、都度の承認者による確認を徹底していれば防ぎ得たものと考えられる。このことは、ごみ等焼却処分手数料領収書に限らず市民や事業者に交付する書類全般に関わることであるから、環境施設組合全体として、今後とも厳正な事務処理を徹底するよう努められたい。

5 監査措置にかかる事務について

例年「5 監査措置にかかる事務」において、過去の定期監査における改善事項に関する措置が現在も適切かつ継続的に運用されているかを確認しているが、昨年の令和6年度定期監査において、「指摘事項なし」と判断するに至った過程に、問題が無かったかを改めて検証した。

昨年度の定期監査では、監査対象である5年度における書類の不備を認識していたにもかかわらず、6年度では該当する書類の不備が認められなかったため、課題事項としては抽出しないと判断した。つまり、書類が整っていた経緯はもちろんのこと、不備であった原因の究明が行われたのか、原因に即した対応がなされた結果、不備が充足されることとなったのかといった点を確認しないまま、6年度では不備が認められないということのみを理由として、課題事項とすることを見送っていた。

監査においては、過年度作成の文書や証票を元に、課題事項の抽出を行うが、その際、監査対象年度の事務手続きとしては不適切だが、その事務手続きが翌年度においては適切に執行されているからという理由のみで、課題なしとすることは、監査のあるべき姿ではない。なぜなら、不適切な事務が生じた原因如何によっては、再び同様の事案が生じるリスクがあるからである。

そのため、今年度、改めて昨年度把握していた書類の不備について、確認を行った。まず、6年度では書類が整っていた理由を被監査工場に確認したところ、残念ながら、5年度の書類に不備があるのではないかという監査担当者からの問い合わせをきっかけとして、6年度については急遽対応した結果、書類の不備を充足させていたことが判明した。

したがって、当該事象が生じた原因の究明と対策が講じられていたわけではないと判断し、今年度改めて、課題事項として抽出するか否かを検討した。

その結果は、今年度定期監査対象の「3 工場整備工事にかかる事務」において、改善を図るべき点として同様の不備が見つかったので、今年度分と併わせて指摘することとした。

今回、昨年度の監査事務手続き過程において、課題事項の抽出に誤謬が生じたことになるが、その原因は、監査事務手続きに関する担当者の理解不足、監査過程における相談や検討に掛ける時間不足にあると思われる。

監査委員としては、理解不足については改めて監査担当者向けの研修を行うこと、時間不足については工程表の見直しを行ったうえで、管理職が適宜チェックを行い、監査担当者が十分な時間を監査事務に費やすことができるよう配慮することを求める次第である。

また、代表監査委員も、監査事務について、進捗状況を適宜確認し、月例の会議だけではなく、密に担当者と打ち合わせを行うなど、進行管理に万全を期すべきであったと、自戒を込めて、今年度の監査の意見をまとめる次第である。